

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1・2 [略]</p> <p>3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として<u>2.9パーセント</u>とすること。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約（買受け）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p>第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の額につき年<u>2.9パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある。</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年<u>2.9パーセント</u>とすること。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(5) 物品売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p>第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価×の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年<u>2.9パーセント</u>の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。</p> <p>第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年<u>2.9パーセ</u></p> </div>	<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1・2 [略]</p> <p>3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として<u>2.8パーセント</u>とすること。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約（買受け）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p>第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代金の額につき年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある。</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年<u>2.8パーセント</u>とすること。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(5) 物品売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>[略]</p> <p>第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価×の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年<u>2.8パーセント</u>の割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。</p> <p>第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年<u>2.8パーセ</u></p> </div>

×シトの割合で計算した違約金を徴収することがある  
×。  
[略]

[略]

(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、  
原則として年2.9パーセントとすること。

2～4 [略]

(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の  
額の計算に係る割合は、原則として年2.9パーセン  
トとすること。

2～4 [略]

(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

注1 [略]

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係  
る割合は、原則として年2.9パーセントとすること  
。

3～7 [略]

(9) [略]

×シトの割合で計算した違約金を徴収することがある  
×。  
[略]

[略]

(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、  
原則として年2.8パーセントとすること。

2～4 [略]

(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の  
額の計算に係る割合は、原則として年2.8パーセン  
トとすること。

2～4 [略]

(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

注1 [略]

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係  
る割合は、原則として年2.8パーセントとすること  
。

3～7 [略]

(9) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。